

令和 5 年

東濃中部病院事務組合議会
第 3 回定例会会議録

令和 5 年 10 月 23 日開会
同 日 閉会

東濃中部病院事務組合議会

令和5年第3回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
議会事務局職員出席者	2
開 会	2
・ 日程第1 会議録署名議員の指名について	3
・ 日程第2 会期の決定について	3
・ 諸般の報告	3
・ 日程第3 議員提出第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）	3
・ 日程第4 議第17号から程第9 議第22号（一括上程・説明）	4
・ 日程第4 議第17号（質疑）	14
・ 日程第5 議第18号から日程第7 議第20号（一括質疑）	15
・ 日程第8 議第21号から日程第9 議第22号（一括質疑）	15
・ 日程第4 議第17号（討論・採決）	15
・ 日程第5 議第18号（討論・採決）	16
・ 日程第6 議第19号（討論・採決）	16
・ 日程第7 議第20号（討論・採決）	16
・ 日程第8 議第21号（討論・採決）	16
・ 日程第9 議第22号（討論・採決）	17
閉 会	17

令和5年第3回東濃中部病院事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和5年10月23日（月）午前9時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議員提出第2号 東濃中部病院事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第4 議第17号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議第18号 東濃中部病院事務組合行政手続条例について
- 第6 議第19号 東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例について
- 第7 議第20号 東濃中部病院事務組合助産師修学資金等貸与条例について
- 第8 議第21号 令和4年度土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合会計決算の認定について
- 第9 議第22号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議員提出第2号
- 日程第4 議第17号から日程第9 議第22号

出席議員 10名

- | | |
|--------------|----------------|
| 1番 木 股 英 明 君 | 6番 棚 町 潤 君 |
| 2番 安 藤 学 君 | 7番 三 輪 田 幸 泰 君 |
| 3番 水 石 玲 子 君 | 8番 大 久 保 京 子 君 |
| 4番 北 谷 峰 二 君 | 9番 榛 葉 利 広 君 |
| 5番 西 尾 隆 久 君 | 10番 加 藤 輔 之 君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	加 藤 淳 司 君	副 管 理 者	水 野 光 二 君
事 務 局 長	鈴 木 聡 君	会 計 管 理 者	加 藤 真 司 君
総務課副参事	小 栗 健 利 君	総務課主幹	畑 中 寛 之 君

議会事務局職員出席者

書 記	亀 谷 栄 聡 君
書 記	吉 田 和 史 君

午前 9時00分開会

○議長（加藤輔之君） 皆さん、おはようございます。

厳しい残暑がようやく落ち着いてきまして、秋の訪れを感じているところでございますが、年々、秋の期間が短くなってきているようにも感じます。皆様方におかれましても、気温の変化による体調の管理には十分にご留意いただきますようお願いいたします。

さて、今定例会は令和5年度予算の補正や条例の制定、令和4年度決算認定等の案件がございます。議員各位におかれましては、どうか慎重にして十分なる審議を尽くしていただき、議会の責務を果たしたいと思いますので、議事運営には特段のご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではここで、管理者である土岐市長からご挨拶をいただきたいと存じます。管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 皆さんおはようございます。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本日は、令和5年第3回東濃中部病院事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠に有難うございます。

秋の行楽シーズンを迎えまして、市内では流鏝馬や陶器祭りなどのイベントが実施され、多くの人出に恵まれており、コロナ禍以前の賑わいを取り戻しつつあるように感じています。

一方で、感染症法上の5類に分類されて以降、定点医療機関による新型コロナの感染者数は、一時増加しつつありましたが、最近ようやく一段落して減少傾向であるのに対して、今度はインフルエンザが流行しつつあるなど、引き続き感染症対策につきまして注意しながら実施していく必要があると感じるところでございます。

さて、今期定例会には予算関係1件、条例関係3件、その他の案件2件、合計6件を提案させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） ありがとうございます。

○議長（加藤輔之君） それでは、ただ今から令和5年第3回東濃中部病院事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（加藤輔之君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において水石玲子君及び北谷峰二君を指名いたします。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（加藤輔之君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。

○事務局書記（亀谷栄聡君） 諸般の報告をいたします。始めに、管理者から報第1号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計の資金不足比率の報告について提出がありましたので、お手元に配布しておきました。

次に、本日の会議に説明員として出席報告のありました方々の職・氏名一覧表をお手元に配付しておきましたので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（加藤輔之君） 諸般の報告につきましては、ただいま事務局の申し上げたとおりでございますので、ご了承願います。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第3 議員提出第2号 東濃中部病院事務組合議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。本件について、提案の理由及び議案の説明を求めます。6番 棚町潤君。

〔6番 棚町潤君登壇〕

○6番（棚町潤君） 皆さんおはようございます。議席番号6番の棚町潤です。よろしくお願いいたします。

それでは議員提出第2号 東濃中部病院事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明を申し上げます。

議案集の1ページをお願いいたします。地方自治法第292条において準用する同法第112条及び東濃中部病院事務組合議会会議規則第14条の規定によりまして、安藤学君の賛同を得て、提出するものであります。

続きまして、2ページをご覧ください。現在の組合議会における発言や表決に際しましては起立す

ることを求めています。挙手による発言及び表決も可能とするため該当する箇所を改正するもの
でございます。

以上でございます。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせてい
ただきます。

○議長（加藤輔之君） 議員提出第2号 東濃中部病院事務組合議会会議規則の一部を改正する規則に
ついて、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認めます。ただ今、質疑の終結いたしました議員提出第2号 東濃中
部病院事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について、討論のある方は休憩中に通告書を提出
してください。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時07分休憩

午前 9時07分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議員提出第2号 東濃中部病院事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について討論を行いま
す。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。着席してください。よって、議員提出第2号議案は、原案
のとおり可決されました。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第4 議第17号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予
算（第1号）から日程第9 議第22号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定
についてまでの6件を一括して議題といたします。

提案の理由及び議案の説明を求めます。管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 土岐市長 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） それでは、令和5年第3回東濃中部病院事務組合議会定例会が開催
され、諸議案の審議をお願いするに当たりまして、組合の現状等につきまして、一言申し上げます。

建設予定地では、来年2月から新病院の建設工事に着手できるよう、造成工事が遅れることなく着
実に進んでおり、基本設計に基づいた実施設計もいよいよ大詰めの作業になっております。議員の皆

様もそれぞれ現地を視察いただいたということで、より工事の進捗について実感されたのではないのでしょうか。

また、普段あまり見ることのない大型事業の造成現場ということで、親子参加による現地見学会を来月の11月3日に計画いたしましたところ、申込初日には200人の予定数に達しまして、その注目の高さを感じているところであります。

それでは、提案いたします案件につきまして、その概要をご説明いたします。ご審議をお願いいたします案件は、予算関係1件、条例関係3件、その他の案件2件、合計6件でございます。

初めに、議第17号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ325万5千円の追加をお願いし、補正後の予算総額を3,977万円とするもので、組合ホームページの改修及び助産師確保のための修学資金等貸与を実施するための経費でございます。

議第18号から議第20号までの3議案は条例に関するものでございます。

議第18号 東濃中部病院事務組合行政手続条例については、当組合において、今後想定される新病院の目的外使用許可等を行うため、その申請、承認等の諸手続に関する事項を定めるものでございます。

議第19号 東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例については、地方自治法第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

議第20号 東濃中部病院事務組合助産師修学資金貸与条例については、助産師修学資金等を貸与することにより、助産師の確保及び資質の向上に資するため、この条例を定めようとするものでございます。

その他の案件といたしまして、議第21号及び議第22号の2議案は、決算の認定に関するものでございます。

議第21号 令和4年度土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合会計決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

議第22号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

以上が、ご審議をお願いいたします案件の概要でございます。詳細につきましては、これより事務局長及び会計管理者がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

〔事務局長 鈴木聡君登壇〕

○事務局長（鈴木聡君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案集別冊の令和5年度東濃中部病院事務組合補正予算書・補正予算説明書を願ひいたします。1ページを願ひいたします。

議第17号 令和5年度東濃中部病院事務組合一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。令和5年度東濃中部病院事務組合の一般会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ325万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,977万円とするものでございます。詳細は事項別明細書でご説明いたします。4ページを願ひいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入でございます。1款 分担金及び負担金、1項、1目 構成市負担金は、325万5千円の増額補正で構成市負担金でございます。

3歳出でございます。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は16万5千円の増額補正で、助産師修学資金等貸与制度を周知するページを新たに作成するための組合ホームページ改修業務委託費でございます。3款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費は、309万円の増額補正で、助産師修学資金等貸与に係る印刷製本費及び貸付金でございます。5ページを願ひいたします。

東濃中部病院事務組合構成市負担金明細書でございます。補正前の人口割額に今回の補正額を加えた額について、令和4年4月1日現在の両市の人口から人口比を算出し、補正後の人口割額として記載しております。

続きまして議案集の3ページを願ひいたします。

議第18号 東濃中部病院事務組合行政手続条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合行政手続条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、東濃中部病院事務組合の処分、行政指導及び届出に関する手続について必要な事項を定めるためにこの条例を定めようとするものであります。

本条例につきましては、当組合における処分等を行うために定める必要があり、今後想定される新病院の目的外使用許可等を行う上でも必要となるため、その申請、承認等の諸手続に関する事項を定めるものです。なお、説明に当たりましては、概要を説明させていただき、条文の読み上げは省略させていただきます。なお、この後説明いたします議第19号及び議第20号につきましても同様とさせていただきますので、よろしく願ひいたします。4ページを願ひいたします。

第1条は、本条例の目的等で、処分、行政指導及び届出に関する手続に関して共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的としています。

4ページ下段から5ページにかけまして、第2条は、この条例における用語の定義を定めるものでございます。6ページを願ひいたします。

第3条及び第4条は、適用除外について定めるものでございます。第3条は、第1号から第5号に

掲げる処分及び行政指導については、この条例の第5条から第35条の2までの規定は適用しないこと、第4条は、国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分、行政指導については、この条例の規定は適用しない旨、定めるものでございます。

第5条は、申請に対する許認可等を判断する際の基準について定めるものとし、具体的に(第2項)、また、公にしておくこと(第3項)を規定するものでございます。7ページをお願いいたします。

第6条は、申請がされてから処分をするまでの標準的な処理期間について定めるよう努めるとともに処理期間を定めた場合には、公にしておくよう規定するものでございます。

第7条は、申請に対する速やかな審査の開始及び不備等に対する補正の要求又は許認可等を拒否することについて定めるものでございます。

第8条は、申請による許認可等を拒否する処分をする場合の理由の提示について定めるものでございます。7ページ下段から8ページをお願いいたします。

第9条は、申請者等に対して、審査の進行状況及び処分の時期の見通しを示すよう努めること、第2項では申請書の記載及び添付書類に関する事項等、必要な情報の提供について定めるものでございます。

第10条は、申請の処分で、申請者以外の利害を考慮すべきことが許認可等の要件とされているものを行う場合に公聴会の開催等、申請者以外の方の意見を聴く機会を設けるよう努める旨、規定しております。

第11条は、申請が複数の行政庁が関連する場合の規定として、第1項では、他の行政庁が審査中であることを理由に許認可等を遅延させないこと、第2項では相互に連絡を取る等、審査の促進に努めることとしております。

第12条は、第1項で不利益処分についての基準を定め、公にしておくよう努めること、第2項ではその処分基準は具体的なものとすることと規定しております。8ページ下段から9ページをお願いいたします。

第13条は、第1項において不利益処分をする場合に、意見陳述のための手続を執ることについて定めるもので、第2項の第1号から第5号に該当する場合にはその規定は適用しないこととしております。9ページ下段から10ページをお願いいたします。

第14条は、不利益処分をする場合の理由の提示について定めるものでございます。

第15条は、第1項において、聴聞を行う際には第1号から第4号に事項を書面により通知すること、第2項において、その書面については第1号及び第2号の事項を教示すること規定しております。また、第3項では不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の通知の方式について定めるものでございます。10ページ下段から11ページをお願いいたします。

第16条は、聴聞を行う場合に当事者について代理人を選任できる旨定めるものでございます。

第17条は、第1項で当事者以外の不利益処分について利害関係を有すると認められる者に、聴聞

に参加できる旨を規定し、第2項において、その参加人は代理人を選任できること、第3項においては読み替えの規定をしております。

第18条は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、調書や不利益処分に関する資料の閲覧ができる旨、定めるものでございます。11ページ下段から12ページをお願いいたします。

第19条は、第1項で聴聞を主宰することができる者について規定し、第2項第1号から第6号までに該当する者は聴聞を主宰することができない旨、定めるものでございます。

第20条は、第1項で、主宰者は職員に予定される不利益処分の内容、根拠条例等を説明させること、第2項、第3項で当事者、参加人は職員に対して意見や質問ができること及び補佐人と出頭できることを規定し、第4項、第5項で主宰者は当事者、参加人に対して質問等又は職員に説明を求めることができること、第6項で聴聞の審理は原則非公開であることを定めるものでございます。

第21条は、第1項で、聴聞の期日に出頭に代えて陳述書及び証拠書類等の提出ができることとし、第2項では、出頭した者に対して陳述書及び証拠書類等を示すことができることを規定しております。13ページをお願いいたします。

第22条は、第1項で、聴聞を続行する場合は新たな期日を定めることができるとし、第2項で、その際に次回の期日を書面で通知することを規定しております。第3項は、当事者又は参加人の所在が判明しないときには第15条第3項の規定を準用することとし、その場合の読み替えの規定をしております。

第23条は、第1項で、聴聞の期日に正当な理由なく当事者が出頭せず、陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合は、改めて機会を与えることなく、聴聞を終結することができることとし、第2項では、その他、聴聞を終結する場合について規定しております。13ページ下段から14ページをお願いいたします。

第24条は、聴聞に関する調書作成について定めるものでございます。

第25条は、聴聞終結後の事情を考慮して必要があると認めるときは聴聞の再開を命ずることができる旨規定しております。

第26条は、不利益処分の決定をするときは、調書・報告書の意見を十分に参酌することを定めるものでございます。

第27条は、弁明については書面を提出してするものとし、第28条では、弁明書の提出期限までに相当な期間において第1号から第3号までの事項を書面井より通知することについて定めるものでございます。14ページ下段から15ページをお願いいたします。

第29条は、聴聞に関する手続の準用について定めるものでございます。

第30条は、行政指導に係る一般的な原則について定めるものでございます。

第31条は、申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導について、申請者がその行政指導に従う意思がないことを表明したのに、その行政指導を継続して申請者の権利行使を妨げないよう定める

ものでございます。15ページ下段から16ページをお願いいたします。

第32条は、許認可等の権限を行使できない場合や行使する意思がないのに、許認可等の権限を行使できるように示して行政指導に従わざるを得ないようなことはしてはならない旨定めるものでございます。

第33条は、行政指導について、第1項で明確に示すべき内容を規定し、第2項は、許認可等をする権限等を示すときに示すべき事項を第1号から第3号までに規定しております。第3項は、口頭による行政指導に対して書面交付の要求があった場合の規定、第4項は第1号及び第2号の行政指導は適用しない旨定めるものでございます。16ページ下段から17ページをお願いいたします。

第34条は、複数の者に対して行政指導をしようとするときについて規定するものであります。

第35条は、行政指導が法律又は条令に規定する要件に適合しないと思う場合は、その旨を申し出て当該行政指導の中止を求めることができるとし、その際には第2項の第1号から第6号に掲げる事項を記載した申出書を提出することを規定しております。第3項は、申出があった場合について定めるものでございます。

第36条は、第4章の規定の解釈について定めるものでございます。

第37条は、法令に違反する事実がある場合に、その是正の処分又は行政指導がされていないと思う場合は誰でもその旨を申し出て処分又は行政指導をすることを求めることができるとし、その際には第2項の第1号から第6号に掲げる事項を記載した申出書を提出することを規定しております。18ページの第3項は、申出があった場合について定めるものでございます。

第38条は、届出書について、形式上の要件に適合している場合について、当該届出が到達したときに手続上の義務が履行されたものとする旨を規定しております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行（しこう）するものでございます。

19ページをお願いします。

議第19号 東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、公の施設における指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるためにこの条例を定めようとするものであります。

令和8年2月より開設予定の新病院運営について指定管理者制度を導入するため、その手続等に関して必要な事項を定めるものであります。20ページをお願いいたします。

第1条は、本制度の趣旨として指定管理者の指定の手続等に関して必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、指定管理者を指定しようとするときの公募の際に明示すべき事項を第1号から第7号に規定するものでございます。20ページ下段から21ページをお願いいたします。

第3条は、指定管理者の指定を受けようとする団体が申請書に添えるべき書類について第1号から第4号に規定するものでございます。

第4条は、指定管理者の候補者の選定について、第1号から第4号のいずれにも該当する者のうちから選定するよう定めるものでございます。21ページ下段から22ページをお願いいたします。

第5条は、指定管理者の指定の申請がなかった場合や候補者の選定基準に満たない場合等についての選定の特例について定めるものでございます。

第6条は、第1項で、指定管理者に指定する際には議決が必要であること、第2項で、その旨を告示することを定めるものでございます。

第7条は、指定管理者の指定を受けた団体と指定施設の管理に関する協定を結ぶことについて定めるものでございます。

第8条は、毎年度終了後30日以内に指定施設に関する管理業務の実施及び利用の状況など、事業報告書を提出することについて、また、23ページにわたり第9条では指定管理者に対する業務及び経理の状況に関して報告を求めることができることについて定めるものでございます。

第10条は、指定管理の指定の取り消しができる場合について定め、第11条は、指定の取り消しや業務の停止等の場合の組合管理者による管理について定めるものでございます。

第12条は、指定期間が満了したとき等の指定施設を原状に回復することについて定めるものでございます。24ページをお願いいたします。

第13条は、施設の損害賠償について定めるものでございます。

第14条は、指定管理者等による秘密保持義務等について定めるものでございます。

第15条は、指定施設の管理に係る情報公開について必要な措置を講じるよう定めるものでございます。

第16条は、委任規定でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

25ページをお願いします。

議第20号 東濃中部病院事務組合助産師修学資金等貸与条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合助産師修学資金等貸与条例を別紙のように定めるものとする。提案理由は、助産師修学資金等の貸与について必要な事項を定めるためにこの条例を定めようとするものであります。今回の条例の制定は、令和8年2月より開設予定の新病院に産婦人科を設置し、周産期医療の提供を進めるために必要となる助産師を確保するためこの条例を定めるものであります。26ページをお願いいたします。

第1条は、本制度の目的を定めるもので、管理者が指定する医療機関の助産師として従事しようとする者に対し、予算の範囲内で修学資金等を貸与することにより、地域における助産師の確保及び資質の向上に資することを目的としております。

第2条は、この条例における用語の定義を定めるものでございます。

第3条は、貸与の対象者、27ページにわたります第4条は、貸与額及び貸与期間について定めるものでございます。修学資金は助産に関する専門知識を習得する課程に在学し、将来的に指定医療機関の助産師として従事しようとするものに対して月額10万円を1年分貸与するもので、就業資金は6か月以上助産師業務から離れていた助産師が将来的に指定医療機関の助産師として従事しようとするものに対して20万円を貸与するものでございます。

第5条及び第6条は、貸与の申請及び決定について定めるものでございます。

第7条及び第8条は、修学資金の貸与を受けている者が休学や停学した場合の貸与の休止及び退学した場合や指定医療機関の助産師として従事しない等の場合の決定の取り消しについて定めるものでございます。27ページ下段から28ページをお願いいたします。

第9条は、貸与を受けた者の修学資金等の返還について、第1号から第3号に該当する場合には一括して返還する旨を規定し、第2項でその返還が遅れた場合について規定するものであります。

第10条は、第1号から第3号に該当する場合に、貸与を受けた者の修学資金等の返還を猶予する旨規定するものであります。

第11条は、第1号から第3号に該当する場合に、貸与を受けた者の修学資金等の返還の免除をする旨規定し、第2項は、その他の場合について定めるものでございます。

29ページの第12条は、委任規定でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） 会計管理者 加藤真司君。

〔会計管理者 加藤真司君登壇〕

○会計管理者（加藤真司君） おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案集の30ページをお願いいたします。

議第21号 令和4年度土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合会計決算の認定について説明いたします。本案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合会計決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付するものでございます。

土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合は令和5年4月1日より東濃中部病院事務組合に統合されたため、令和4年度の歳入歳出決算を本組合議会にて報告するものでございます。説明は、別冊の令和4年度土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合会計歳入歳出決算書を使って行います。

それでは、資料NO. 2の1ページをお願いします。

令和4年度土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合会計歳入歳出決算事項別説明書の歳入でございます。なお、内訳等につきましては、NO. 3の決算概要説明書1ページに記載してありますので、あわ

せてご確認をお願いいたします。

1款 診療収入は、1項 外来収入のうち、1目 診療報酬収入と2目 一部負担金収入、3目 その他の診療収入は、保険診療に伴う診療報酬などで、収入済額542万5,735円で、収入未済額が6,920円あります。予算現額に対する収入率は474.69%でございます。これは、令和3年度より休診しておりましたが、令和4年12月4日より発熱外来として再開したことで、見込より大幅増額となり差額が生じたものです。

2款 分担金及び負担金、1項、1目 分担金は、収入済額5,130万7,000円で、予算現額に対する収入率は80.00%でございます。

歳入見込額から歳出見込額を引いた不足額について、土岐市・瑞浪市が前年度4月1日時点での人口割により算出された金額を負担金として収入するものです。

3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 診療費手数料は、診断書発行に対する手数料で、収入済額6,900円で、予算現額に対する収入率は690.00%でございます。

4款、1項、1目 繰越金は、収入済額497万3,928円で、予算現額に対する収入率は497.39%でございます。

歳入合計としまして、収入済額6,171万3,563円、収入未済額6,920円で、予算現額に対する収入率は93.11%でございます。

2ページをお願いします。NO. 3につきましても2ページをお願いいたします、歳出です。

1款、1項、1目 議会費は、定例会及び臨時会開催に係る議員報酬、旅費で、支出済額8万5,270円で、予算現額に対する執行率は85.63%でございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、組合運営に係る総務的支出及び施設管理に要する支出で、支出済額801万2,622円で、予算現額に対する執行率は100.00%でございます。

3款、1項、1目 診療費は、休日急病診療所の運営並びに一次二次の救急医療に要する経費で、支出済額5,011万6,644円で、予算現額に対する執行率は86.64%でございます。

4款、1項、1目 予備費は支出がありませんでした。

以上、歳出合計としまして、支出済額5,821万4,536円で、予算現額に対する執行率は87.84%でございます。

歳入歳出の差し引き残額は349万9,027円となります。3ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。先ほど説明いたしました令和4年度の歳入歳出差し引き残額349万9,027円から令和3年度の歳入歳出差し引き残額497万3,928円を引いて実質単年度収支額としてはマイナス147万4,901円となります。

NO. 2、4ページの、財産に関する調書、資料NO. 3の決算概要説明書につきましては、後ほどお目通しをお願いします。

以上で土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合会計の決算報告書の説明を終わらせていただきます。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 鈴木聡君。

〔事務局長 鈴木聡君登壇〕

○事務局長（鈴木聡君） 続きまして議案集の31ページをお願いいたします。

議第22号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について説明いたします。
本案件は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度 東濃中部病院事務組合病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付するものでございます。説明は、別冊の令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算書を使って行います。

なお、令和4年度から公営企業会計を採用しており、令和3年度の打ち切り決算時点での残額1億0,182万2,309円につきましては、今回の令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計に引き継いでおりますので、ご了承願います。それでは、1ページをお願いいたします。

東濃中部病院事務組合病院事業決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出の収入につきましては、1款、病院事業収益の決算額1億4,754万3,300円で、予算に対する収入率は99.98%でございます。1項、医業外収益のうち、土岐市・瑞浪市の負担金が主な収入でございます。下段の支出につきましては、1款、病院事業費用の決算額1億5,948万3,608円で、予算に対する執行率は96.46%でございます。1項、医業外費用のうち、コンストラクションマネジメント業務委託や新病院開院支援業務委託などの委託料及び人件費負担金が主な支出でございます。2ページをお願いいたします。

（2）資本的収入及び支出の収入につきましては、1款、資本的収入の決算額3億2,495万5千円で、予算に対する収入率は84.44%でございます。1項、企業債と2項、負担金の土岐市・瑞浪市の負担金が主な収入でございます。中段の支出につきましては、1款、資本的支出の決算額8,000万7,440円で、執行率は20.79%でございます。1項、建設改良費として、高盛土安定性評価業務委託や敷地造成実施設計業務委託が主な支出でございます。予算においてはECI、アーリーコントラクターインボルブメント方式による設計発注を予定しておりましたが、工期短縮を図るためにDB、デザインビルド方式による設計施工一括発注方式としたため差額が生じたものです。

表の下段（3）の特例的支出につきましては、令和4年3月31日の時点で未払いとなっていた令和3年度分の支出を行ったもので、決算額7,723万1,781円で、執行率は97.85%でございます。続きまして、3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。医業外収益1億4,772万9,470円で、医業外費用1億5,966万9,778円、を差し引いた経常収支は、1,194万308円の損失でございます。当年度純損益は1,194万308円の損失となり、前年度繰越欠損金はありませんので、当年度未処理欠損金は1,194万308円でございます。4ページをお願いいたします。

剰余金計算書と欠損金処理計算書でございます。資本合計の当年度期首残高2,459万528円

から先ほどの当年度末処理欠損金1, 194万308円を差し引いて当年度末残高は1, 265万220円でございます。5ページ、6ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。5ページ中段の資産の額と6ページ最下段の負債資本合計は5億2, 766万6, 721円で一致しております。7ページをお願いいたします。注記としまして、これらの財務諸表を作成するにあたって採用した会計の基準及び手続等をまとめておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。続きまして、8ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。1 概況の(1)総括事項といたしまして、令和4年度は、新病院建設予定地の造成実施設計や高盛土安定評価を実施したほか、新病院の建設基本設計、建設実施設計、造成(開発)工事及び建設工事を一括で発注するための公募型プロポーザルを実施し、コンソーシアム代表企業の五洋建設株式会社名古屋支店及び株式会社内藤建築事務所名古屋事務所を最優秀提案者に選定し、基本協定書の締結をいたしました。令和6年1月まで建設設計業務を、令和7年10月まで造成工事をそれぞれ実施していく予定でございます。(2)議会議決事項、9ページ(3)行政官庁許可事項は、表に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2 建設改良の概況の(1)は該当ございません。(2)建設・造成工事に関係した委託業務の概況につきましては、高盛土安定性評価などの業務を委託しています。

3 会計、(1)重要契約の要旨でございます。令和4年度1件あたりの契約金額2千万円以上の契約は標記のとおりでございます。

10ページ(2)の(a)企業債の概況でございます。前年度末残高0円に対し、本年度借入額は5, 250万円です。本年度償還額はありませんので、本年度末残高は5, 250万円でございます。

(b)一時借入金の概況及び(3)その他会計経理に関する重要事項は該当ございません。11ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。右下の部分になります。1年間で2億8, 182万5, 042円の資金が増加し、期末残高は3億8, 364万7, 351円となりました。

12ページ及び13ページは各種明細書となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。14ページをお願いします。

構成市負担金明細書でございます。土岐市分総額は、2億5, 495万7千円、瑞浪市分総額は、1億6, 438万円で、3期に分けて、表のとおり構成市から納入されております。納入割合については、前年度(令和3年)4月1日現在の人口割で、土岐市が60.8%、瑞浪市が39.2%となっております。

以上、令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計の決算概要を説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長(加藤輔之君) これより議題を分割して、質疑を行います。議第17号 令和5年度東濃中部病

院事務組一般会計補正予算（第１号）について、質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（加藤輔之君） 次に、議第１８号 東濃中部病院事務組合行政手続条例についてから議第２０号 東濃中部病院事務組合助産師修学資金等貸与条例についてまでの３件について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（加藤輔之君） 次に、議第２１号 令和４年度土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合会計決算の認定についてから議第２２号 令和４年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定についてまでの２件について質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。ただ今までに議題となり、質疑の終結いたしました議第１７号 令和５年度東濃中部病院事務組一般会計補正予算（第１号）についてから議第２２号 令和４年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定についてまでの６件について、討論のある方は休憩中に通告書を提出してください。

ここで暫時休憩いたします。

午前 ９時５９分休憩

午前 ９時５９分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案を分割して、討論・採決を行います。

議第１７号 令和５年度東濃中部病院事務組一般会計補正予算（第１号）について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります、着席してください。よって、議第１７号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤輔之君） 次に議第18号 東濃中部病院事務組合行政手続条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります、着席してください。よって、議第18号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤輔之君） 次に、議第19号 東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります、着席してください。よって、議第19号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤輔之君） 次に、議第20号 東濃中部病院事務組合助産師修学資金等貸与条例について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります、着席してください。よって、議第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤輔之君） 次に、議第21号 令和4年度土岐市及び瑞浪市休日急病診療所組合会計決算の認定について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります、着席してください。よって、議第21号議案は、原案のとおり認定されました。

○議長（加藤輔之君） 次に議第22号 令和4年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について討論を行います。ただ今のところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります、着席してください。よって、議第22号議案は、原案のとおり認定されました。

○議長（加藤輔之君） 以上で、本日の日程のすべてを終了いたしました。これをもちまして、令和5年第3回東濃中部病院事務組合議会定例会を閉会いたします。ここで、副管理者 瑞浪市長から、ご挨拶をいただきます。副管理者 瑞浪市長 水野光二君。

○副管理者（瑞浪市長 水野光二君） 皆さんおはようございます。ただいまは、本定例会に上程させていただきました議案につきまして、慎重審議を賜り、可決、認定をいただきました、誠にありがとうございました。しっかり、それぞれ可決して頂いた議案、そして認定いただきました決算につきまして、今後も取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

冒頭で、管理者であります加藤市長の方からも話がありましたように、建設事業の方は順調に進んでおりまして、造成工事も6割を超える造成工事が進んでいる状況でございます。そして、基本設計も完了いたしまして、基本設計に基づきまして、実施設計の最終段階まで来ているのではないかなというふうで承知している所です。来年の2月の着工に向けまして、しっかり、それぞれ発注しました業者について、責任をもって取り組んでいきたいと思ひますし、我々もしっかりと確認をして行きたいと、そんなふうと思っております。

どうか引き続き、この事業がスタートするまで、そして完成するまで、議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤輔之君） ありがとうございました。これにて散会します。ご苦勞様でございました。

午前10時07分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東濃中部病院事務組合議会議長 加 藤 輔 之

議 員 水 石 玲 子

議 員 北 谷 峰 二